

道路法施行令別表(単価比較)

改定単価			
占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	第一級地 1,600 円
			第二級地 660 円
			第三級地 440 円
			第四級地 350 円
			第五級地 300 円
	第2種電柱		第一級地 2,400 円
			第二級地 1,000 円
			第三級地 680 円
			第四級地 540 円
			第五級地 470 円
	第3種電柱		第一級地 3,300 円
			第二級地 1,400 円
			第三級地 920 円
			第四級地 730 円
			第五級地 630 円
	第1種電話柱		第一級地 1,400 円
			第二級地 590 円
			第三級地 400 円
			第四級地 320 円
			第五級地 270 円
第2種電話柱	第一級地 2,300 円		
	第二級地 950 円		
	第三級地 630 円		
	第四級地 500 円		
	第五級地 440 円		
第3種電話柱	第一級地 3,100 円		
	第二級地 1,300 円		
	第三級地 870 円		
	第四級地 690 円		
	第五級地 600 円		
その他の柱類	第一級地 140 円		
	第二級地 59 円		
	第三級地 40 円		
	第四級地 32 円		
	第五級地 27 円		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	第一級地 14 円	
		第二級地 6 円	
		第三級地 4 円	
		第四級地 3 円	
		第五級地 3 円	
地下に設ける電線その他の線類		第一級地 8 円	
		第二級地 4 円	
		第三級地 2 円	
		第四級地 2 円	
		第五級地 2 円	
路上に設ける変圧器		1個につき 1年	第一級地 1,400 円
		第二級地 580 円	
		第三級地 390 円	
		第四級地 310 円	
		第五級地 270 円	
地下に設ける変圧器		占用面積1 ㎡につき1 年	第一級地 850 円
		第二級地 350 円	
		第三級地 240 円	
		第四級地 190 円	
		第五級地 160 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	第一級地 2,800 円	
		第二級地 1,200 円	
		第三級地 790 円	
		第四級地 630 円	
		第五級地 540 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地 1,200 円	
		第二級地 500 円	
		第三級地 330 円	
		第四級地 270 円	
		第五級地 230 円	
広告塔		表示面積1 ㎡につき1 年	第一級地 19,000 円
		第二級地 3,800 円	
		第三級地 1,700 円	
		第四級地 960 円	
		第五級地 670 円	
その他のもの		占用面積1 ㎡につき1 年	第一級地 2,800 円
		第二級地 1,200 円	
		第三級地 790 円	
		第四級地 630 円	
		第五級地 540 円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき 1年	第一級地 59 円
			第二級地 25 円
			第三級地 17 円
			第四級地 13 円
			第五級地 11 円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		第一級地 85 円
			第二級地 35 円
			第三級地 24 円
			第四級地 19 円
			第五級地 16 円
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	第一級地 130 円		
	第二級地 53 円		
	第三級地 36 円		
	第四級地 28 円		
	第五級地 24 円		
外径が0.15m以上の0.2m未満のもの	第一級地 170 円		
	第二級地 71 円		
	第三級地 47 円		
	第四級地 38 円		
	第五級地 33 円		
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	第一級地 250 円		
	第二級地 110 円		
	第三級地 71 円		
	第四級地 57 円		
	第五級地 49 円		

改定単価

占用物件		単位	占用料		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	340円	
			第二級地	140円	
	第三級地		95円		
	第四級地		76円		
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	第一級地	590円			
	第二級地	250円			
外径が0.7m以上1m未満のもの	第三級地	170円			
	第四級地	130円			
外径が1m以上のもの	第五級地	110円			
	第一級地	850円			
		第二級地	350円		
		第三級地	240円		
		第四級地	190円		
		第五級地	160円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地	1,700円	
			第二級地	710円	
			第三級地	470円	
			第四級地	380円	
			第五級地	330円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地	2,800円	
			第二級地	1,200円	
			第三級地	790円	
			第四級地	630円	
			第五級地	540円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階段が1のもの 階段が2のもの 階段が3以上のもの	AIに0.005を乗じて得た額		
			AIに0.008を乗じて得た額		
			AIに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		占用面積1㎡につき1年	第一級地	9,700円
第二級地				1,900円	
第三級地	870円				
第四級地	480円				
地下に設ける通路		占用面積1㎡につき1年	第五級地	340円	
			第一級地	5,800円	
第二級地	1,100円				
第三級地	520円				
その他のもの		占用面積1㎡につき1年	第四級地	290円	
			第五級地	200円	
第一級地	2,800円				
第二級地	1,200円				
6法第3号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第三級地	790円	
			第四級地	630円	
その他のもの		占用面積1㎡につき1月	第五級地	540円	
			第一級地	190円	
第二級地	38円				
第三級地	17円				
7法第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	第四級地	10円
				第五級地	7円
	その他のもの		表示面積1㎡につき1年	第一級地	1,900円
				第二級地	380円
第三級地	170円				
第四級地	96円				
標識		1本につき1年	第五級地	67円	
			第一級地	2,300円	
第二級地	950円				
第三級地	630円				
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	第四級地	500円	
			第五級地	440円	
その他のもの		1本につき1月	第一級地	190円	
			第二級地	38円	
第三級地	17円				
第四級地	10円				
幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第五級地	7円	
			第一級地	190円	
その他のもの		その面積1㎡につき1月	第二級地	38円	
			第三級地	17円	
第四級地	10円				
第五級地	7円				
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地	1,900円	
			第二級地	380円	
第三級地	170円				
第四級地	96円				
その他のもの		1基につき1月	第五級地	67円	
			第一級地	19,000円	
第二級地	3,800円				
第三級地	1,700円				
7法第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	第四級地	960円	
			第五級地	670円	
第一級地	9,700円				
第二級地	1,900円				
7法第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	第三級地	870円	
			第四級地	480円	
第五級地	340円				
第一級地	2,800円				
			第二級地	1,200円	
			第三級地	790円	
			第四級地	630円	
			第五級地	540円	
			AIに0.034を乗じて得た額		

改定単価

占用物件		単位	占用料	
第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	第一級地	1,900 円
			第二級地	380 円
			第三級地	170 円
			第四級地	96 円
			第五級地	67 円
第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			第一級地	280 円
			第二級地	120 円
			第三級地	79 円
			第四級地	63 円
			第五級地	54 円
第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地	AIに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの		AIに0.024を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		AIに0.005を乗じて得た額	
	階数が1のもの		AIに0.008を乗じて得た額	
	階数が2のもの		AIに0.01を乗じて得た額	
階数が3以上のもの	AIに0.034を乗じて得た額			
その他のもの	AIに0.034を乗じて得た額			
第7条第9号に掲げる施設	建築物		第一級地	AIに0.013を乗じて得た額
			第二級地	AIに0.015を乗じて得た額
			第三級地	AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地	AIに0.019を乗じて得た額	
		第五級地	AIに0.024を乗じて得た額	
その他のもの	第一級地	AIに0.009を乗じて得た額		
	第二級地	AIに0.01を乗じて得た額		
	第三級地	AIに0.012を乗じて得た額		
	第四級地	AIに0.014を乗じて得た額		
	第五級地	AIに0.017を乗じて得た額		
びに第7条第11号に掲げる施設	建築物	第一級地	AIに0.009を乗じて得た額	
		第二級地	AIに0.01を乗じて得た額	
		第三級地	AIに0.012を乗じて得た額	
		第四級地	AIに0.014を乗じて得た額	
		第五級地	AIに0.017を乗じて得た額	
第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	第一級地	AIに0.013を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	AIに0.015を乗じて得た額		
	その他のもの	AIに0.017を乗じて得た額		
		AIに0.019を乗じて得た額		
		AIに0.024を乗じて得た額		
第7条第12号に掲げる器具			AIに0.024を乗じて得た額	
			AIに0.034を乗じて得た額	
第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	第一級地	AIに0.013を乗じて得た額	
		第二級地	AIに0.015を乗じて得た額	
		第三級地	AIに0.017を乗じて得た額	
		第四級地	AIに0.019を乗じて得た額	
		第五級地	AIに0.024を乗じて得た額	
			AIに0.024を乗じて得た額	
			AIに0.034を乗じて得た額	
備考				
1～7 (略)				
8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。				
9 (略)				